《Ⅳ．保険料について》

毎月の保険料は、**医療保険料に前期高齢者納付金分並びに後期高齢者支援金保険料を加算した額**を徴収します。（該当する場合は介護納付金保険料も併せて徴収します。）

保険料の時効は、国民健康保険法で２年となっています。

保険料の種類		甲種組合員 （福岡県歯科医師会員【臨床研修会員を除く】）	乙種組合員 （甲種組合員の医療機関に従事する方）
全被保険者より徴収	**医療保険料**		
	・保険料額 （月額）	開設管理者（個人）　３０，０００円 開設管理者（法人）　３０，０００円 甲種組合員勤務者　１２，０００円 家族１人につき　６，５００円	本人　９，５００円 家族１人につき　６，５００円
	別立徴収	【前期高齢者納付金分】被保険者１人につき　１，７００円	
	・提出書類	・保険料減額申請書　開設者（個人事業所）のみ申請することができます。 ・前年分の確定申告書のコピー（税務署の収受日付印があるもの） ただし、電子申告の場合は、国税局からの「受信通知」の添付または電子申告完了済（日時・受付番号）の記載がある確定申告書をご提出ください。	
	後期高齢者支援金保険料		
	・保険料額 （月額）	被保険者１人につき　５，０００円	

該当する被保険者のみ徴収	**介護納付金保険料（４０歳以上６５歳未満の被保険者のみ）**	
	・保険料額 （月額）	４０歳以上６５歳未満の被保険者１人につき　５，１００円 ４０歳の誕生日の前日が属する月から、６５歳の誕生日の前日が属する月の前月まで徴収いたします。 ただし、介護保険関係法で、国内に住所を有しない方、身体障害者療養施設等に入所している方は、介護保険適用除外者と規定されています。
	・提出書類	・介護保険適用除外等該当・非該当届（介護保険適用除外者に該当するとき）

後期高齢者組合員保険料（後期高齢者医療広域連合の被保険者となった甲種組合員のみ）	
・保険料額 （月額）	７５歳以上または６５～７４歳で一定以上の障害により後期高齢者医療広域連合の被保険者となった甲種組合員が組合員資格を継続した場合　１，０００円 ※医療保険料・後期高齢者支援金保険料・介護納付金保険料は徴収いたしません。

注意事項

特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証等を返還していただくことがあります。

また、正当な理由がなく保険料の納付期日後６ヵ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないときは、理事会の議決によって除名することがあります。

※　保険料徴収に関する留意事項

福岡県歯科医師会会費差引に併せて保険料の徴収を行っておりますが、会費差引業務の都合上、加入・取得月及び脱退・喪失月の保険料の徴収は以下のとおり対応いたします。

なお、健康保険適用除外・出生・死亡等の理由により異動日を遡った場合は、届出日に応じて別途対応いたしますので、ご了承ください。

事由		対応
加入（取得）の場合		資格取得月の翌月に資格取得月分の保険料を徴収
脱退（喪失）の場合	脱退日が月末日以外	脱退月まで保険料を徴収、届出書受理の翌月に脱退月分の保険料を返還
	脱退日が月末日	保険料の返還はありません

１．保険料の徴収について

毎月、当月分の保険料を甲種組合員の福岡県歯科医師会会費差引指定口座から引き落としいたします。乙種組合員が所属している診療所においては、乙種組合員保険料も併せて徴収いたします。

２．医療保険料（前期高齢者納付金分１，７００円除く）の減額について

令和６年中に開設している歯科診療所（個人事業所）に限り、前年の事業収入（「前年分の所得税の確定申告書」の「収入金額等」→「事業」→「営業等」）の額が、２，４００万円未満（※）の場合は、申請すると会議にて議決を受けた後、医療保険料が軽減されます。（医療法人事業所、甲種組合員勤務者、乙種組合員、後期高齢者組合員における保険料の減額制度はありません）

また、個人事業所でも本組合に加入した初年度は申請できません。

減額申請は、前年の事業収入によるため、毎年度申請してください。

※　年の途中で開業した場合は、１年間に均した額で判定します。

例）事業収入が６００万円、開業が１０月の場合

６００万円÷３ヵ月（１０・１１・１２月）×１２ヵ月＝２，４００万円

営業収入を２，４００万円で判定するため、保険料減額の対象外です。

〇減額後金額

（１）前年の事業収入が１，２００万円以上２，４００万円未満の場合　２１，５００円

（２）前年の事業収入が２４０万円以上１，２００万円未満の場合　１６，５００円

（３）前年の事業収入が２４０万円未満の場合（次号に掲げる場合を除く。）１２，５００円

（４）前年の事業収入が０円の場合　９，０００円

なお、保険料は申請受付月の翌々月より変更になります。

３．税務上の取扱いについて（保険料控除証明書）

本組合の保険料は、社会保険料控除の対象として所得から控除されます。

保険料控除証明書は、年末調整用として乙種組合員分と医療法人・勤務・後期高齢者組合員の甲種組合員分を１２月に甲種組合員宛、確定申告用としてそれ以外の甲種組合員分を１月に郡市区支部宛に送付します。

乙種組合員分の証明書は、一覧表により発行しておりますが、組合員別、あるいは脱退者（退職者）分についての証明書が必要な場合は、本組合までお申し出ください。

区　分	甲種組合員				乙種組合員
	開設管理者（個人）	開設管理者（法人）	勤務者	後期高齢者	
送付時期	１月	１２月	１２月	１２月	１２月
送 付 先	郡市区支部	診療所	自宅	自宅	診療所

４．納入猶予について

組合員が休業、あるいは風水害、火災、盗難により財産に損害を受けたとき等は、申請により、組合規約第２５条の規定に基づく、保険料の納入猶予を受けることができます。

ただし、猶予期間は１ヵ年ですので期間経過後は納入しなければなりません。

また、猶予を更新することはできません。

・提出書類	・国民健康保険徴収猶予申請書 ・災害・盗難等のときは公的機関が発行する証明書